『東京都立墨田工業高等学校学友会(同窓会)』会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「東京都立墨田工業高等学校学友会」(略称 学友会)という。

(目的

- 第2条 本会は、会員相互の交流を深め、会員並びに母校の発展を通じて社会に寄与することを目的とする。 (事務所)
- 第3条 本会の事務所は、東京都江東区森下五丁目1番7号「東京都立墨田工業高等学校」内におく。

第2章 事業

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため以下の活動を行う。
 - (1) 会報の発行、会員名簿の整備と管理
 - (2) 母校の後援
 - (3) その他必要と認められる事項

第3章 会 員

(種 別)

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
 - (1) 正 会 員 府立職工学校付属工業補修夜学校、府立実科工業、第二本科、第三本科・青年学校、都立 墨田工業高等学校定時制を卒業した者、または在学した者で入会を希望し、評議員(クラス 幹事)の推薦を受け、運営理事会で承認を受けた者
 - (2) 特別会員 都立墨田工業高等学校定時制現教職員及び旧教職員
 - (3) 名誉会員 運営理事会の推薦により総会で承認された者

第4章 役員

(種 別)

- 第6条 本会は、次の役員をおく。
 - (1) 運営理事 50名以内とし次の役職をおく。

会 長 1名

副会長 3名

幹 事 長 1名

副幹事長 3名以内

会計監事 2名

(2) 評議員(クラス幹事) 各クラス4名以内とする。

(役員の選任)

- 第7条 役員の選任は次のとおりとする。
 - (1) 評議員(クラス幹事)は、各年次のクラスごとに選任する。
 - (2) 運営理事は評議員の中から評議委員会が互選する。
 - (3) 運営理事の役職者は、運営理事会が互選し、総会の承認を得る。ただし、任期の途中で欠員が生じた場合の補充は、運営理事会の決定によることができる。

(役員の職務)

- 第8条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
 - (3) 幹事長は、運営理事会及び評議委員会の会務を処理する。

- (4) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその代理を務める。
- (5) 会計は、本会の会計を処理する。
- (6) 会計監事は、本会の運営を監査する。
- (7) 運営理事は本会の会務を補佐する。
- (8) 評議員は評議会の会務を処理する。

(任期)

第9条 役員の任期は5年とし、再任を妨げない。

(名誉会長などの選任)

第10条 本会は、総会の承認を得て名誉会長、顧問をおくことができる。

第5章 会議

(総 会)

- 第11条 総会は会員をもって構成し、5年に1回、10月に開催する。
 - 2 会長は、総会を招集する。また、理事会の過半数の要請があった場合、臨時に総会を招集しなければならない。
 - 3 総会に付議する事項は以下とする。
 - (1) 会則の制定及び変更の承認
 - (2) 事業計画、収支計画、事業報告および決算報告の承認
 - (3) 役職者の承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項で運営理事会が認めたもの
 - 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
 - 5 名誉会員、特別会員は議決には加わらない。

(運営理事会)

- 第12条 運営理事会は、運営理事をもって構成し、会長が招集する。
 - 2 運営理事会は、「学友会」の運営に関する事項を処理する。

(評議委員会)

- 第13条 評議員会は、評議員をもって構成し、会長が招集する。
 - 2 評議員会は、次の事項を処理する。
 - (1) 「学友会」の運営に関する事項を会員に連絡すること、及び会員の意見を求めること
 - (2) 「学友会」の各年度ごとの事業計画・収支計画の予定及び事業報告・決算の承認

第6章 会 計

(経費の支弁)

第14条 本会の活動に要する費用は、入会金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会 費)

第15条 本会の会費は以下とする。

入会金 5,000円

(予算、決算)

- 第 16 条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、その収支決算は各年度ごとに監事の監査を経て評議員 の承認を受け、会員に報告しなければならない。
 - 2 本会の会計年度は9月1日より翌年8月31日までとする。

第7章 付 則

- 第17条 本会の運営に際し、本会則に規定のない事項は運営理事会の決定により処理することができる。
- 第 18 条 この会則は平成 18 年 10 月 22 日から施行する。
 - 2 平成8年10月13日改正した会則は廃止する。